スマートマスター資格

『スマートマスターがいるお店・オフィス　登録・紹介制度』について

一般財団法人家電製品協会　認定センター

1．制度の名称

『スマートマスターがいるお店・オフィス　登録・紹介制度』

2．制度のねらい

スマートハウスやその関連サービス・製品等について関心を持たれている消費者の方々が、スマートハウスに関連してお気軽にご相談いただける“スマート化する住まいと暮らしのスペシャリスト『スマートマスター』”がいる店舗やオフィスなどを紹介し、スマートハウスおよび関連サービス等の円滑な推進を促進します。

3．制度の概要

1）スマートマスターがいるお店・オフィスとしての『登録』

次の要件を満たす事業者(個人経営主を含む)は、店舗やオフィス等の消費者との接点単位で、消費者への公開用データベースに「スマートマスターがいるお店・オフィス」として登録することができます。

<登録するための要件>

①家電製品協会認定の「スマートマスター資格」を保有する人材が在籍すること

②上記①の人材は、お客様の求めに応じ「スマートハウス関連の相談」などに対応できること

なお、上記要件を満たすことで登録店となった店舗等には、登録の証として「登録店ステッカー」を交付します。(上記データベースは、家電製品協会認定センターが管理・運営します)

200m/m

200m/m

登録店ステッカー（イメージ）

2）スマートマスターがいるお店・オフィスとしての『紹介』

上記 1)にて登録された店舗やオフィスは、消費者を対象として以下の方法にて公開します。

①家電製品協会認定センターのホームページにて店舗名等を紹介します。

「スマートマスターがいるお店・オフィス　全国一覧表」

https://www.aeha.or.jp/nintei-center/consumer/smartmaster/consulting/

②Web 情報など各種メディアにて当該情報を紹介していただく計画です。

また、スマートマスターに関するマスコミ取材などが企画される場合、登録された法人・団体様を取材先対象とし、ご相談の上、メディア等に紹介させていただきます。

4．当面の計画と具体的な手続き

2023年11月1日付にて認定される新たなスマートマスターに対して、次の要領にて当該制度を適用します。

1）『登録（申請）』 手続き	
① 受付開始	2023年10月10日(火)より随時 (※) ※9月に行われたスマートマスター資格認定試験結果(合否)は、10月10日(火)より認定センターホームページのマイページにて各受験者に開示。団体申請については各団体窓口に対して結果をご連絡。
② 申請書類	家電製品協会認定センターのホームページ「資格をお持ちの方へ」⇒「各種申込み・手続」⇒「スマートマスターがいるお店・オフィス 登録･紹介制度」に所定の申請書類「スマートマスターがいるお店・オフィス」登録申請書(※)をダウンロード ※申請書類には「一般様式」と「団体様式」の2種類あり。一度に複数の店舗等を登録申請する場合は後者の申請書を使用してください。
③申請書類の提出先	家電製品協会認定センター宛「メール添付」にて送付してください。 (メールを使用できない場合は家電製品協会認定センターまでお電話ください) ・メールアドレス nintei-info@aeha.or.jp ・電話番号 03-6741-5609
④登録の完了	申請された内容の登録は、「登録店ステッカー」の発送をもって完了通知とします。
⑤登録費用等	不 要
2）『紹介』手続き	
①家電製品協会認定センターホームページへの掲載	11月10日(金)までに申請書類を提出され、登録を完了した内容については、12月上旬ごろに家電製品協会 認定センターのホームページにて一斉に店舗名等を公開します。
②新聞・雑誌等メディアへの紹介	上記①と同様に、12月上旬ごろ、各種メディアに対して発表します。
3）『登録データのメンテ』手続き	
①登録データに変化が生じた場合の対応	スマートマスター資格保有者の異動や離職などにより、前述 3.-1)に記載している「登録のための 2 つの要件」のいずれかが“欠格”となった場合、認定センター事務局（03-6741-5609）へ連絡していただくことで、掲載内容を修正します。

5．そ の 他

1）消費者の認知を促進するためのオプション･グッズの販売

上述の「登録店ステッカー」に加え、各店舗等にてスマートマスターの存在をＰＲするためのツールとして、次のグッズをオプションとして準備していますので、ぜひご活用ください。

https://www.aeha.or.jp/nintei-center/steps/smartmaster_system/

卓上用のぼり	店頭用のぼり	
		ご購入は認定センター事務局へご相談ください。

以 上